

**農泊推進に係る体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発、情報発信・
プロモーション活動の促進、農泊新規参入支援・人材育成業務
委託企画提案コンペ募集要領**

I 募集

1 業務委託者

人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）

2 委託業務名称

農泊（※）推進に係る体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発、情報発信・プロモーション活動の促進、農泊新規参入支援・人材育成業務

※「農泊」とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）で、農家民宿だけではなく、古民家を活用した宿泊施設など、旅行者のニーズにあった多様な宿泊手段により農山漁村に滞在し魅力を味わってもらうこと。

3 業務内容

別添「農泊推進に係る体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発、情報発信・プロモーション活動の促進、農泊新規参入支援・人材育成業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

4 契約期間

契約締結の日から平成30年3月15日（木）まで

5 スケジュール

1	コンペ募集開始	平成29年7月19日（水）
2	企画提案書等書類一式提出期限	平成29年7月27日（木）午後4時
3	選定審査会、結果通知	平成29年7月28日（金）頃
4	見積書提出	平成29年7月31日（月）頃
5	業務委託契約、業務開始	平成29年7月31日（月）頃
6	業務完了、報告書提出	平成30年3月15日（木）

6 契約の方法

提案型公募による随意契約

7 見積限度額

2,707,095円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
ただし、この金額は提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契

約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

II 参加

1 参加資格

本企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立てをされた者。
 - イ 会社再生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをされた者。
 - ウ 国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

2 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別添様式1）

イ 企画書

- ・企画全体の概要（特徴、強み）、コンセプト、工夫する点を具体的に分かりやすく明記すること。

ウ 本業務の実施体制

- ・業務責任者、担当者、担当業務、組織図を明記すること。
- ・専門家等社外のスタッフと連携して対応する場合は、それらスタッフについても記載すること。

エ 業務スケジュール

オ 参考見積書

- ・金額の算定基礎（内訳）を明記すること。
- ・見積り額には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

カ その他企画書を補完する資料（必要な場合のみ）

キ 類似業務実績表（別添様式2）

- ・本業務に類似する業務の受託実績（過去3年間）のうち、主なものを記載すること。

- ク 定款又は寄附行為(協議会等においては規約若しくはそれに類するもの)
- ケ 登記簿(法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類)
- コ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

サ 誓約書(別添様式3)

シ 会社概要(既存のもの)

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、ク～サまでの書類提出を省略することができる。

(2) 留意事項

上記(1)のア及びキ、サを除き、様式は任意とするが、原則A4版で作成すること。

(3) 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

(4) 受付期間

平成29年7月19日(水)～平成29年7月27日(木)午後4時まで

※消印有効ではないので注意すること。

(5) 提出の方法

持参又は郵送

(6) 提出先

末尾記載

Ⅲ 選定

1 選定方法

提出された企画提案をもとに、選定審査会において審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

(1) 審査基準

選定審査会における審査基準は以下のとおりとする。

- ・本事業の趣旨及び目的を反映した提案内容になっているか。
- ・実行可能で具体的な方法・内容か。
- ・独自の有効な工夫があるか。
- ・過去に類似業務の実績はあるか。
- ・業務の遂行に十分な企画力、コーディネート力を持っているか。
- ・過去に類似業務の実績はあるか。
- ・提案内容に対し、見積の金額は妥当か。
- ・全般的に合理的で妥当なスケジュールが計画されているか。

(2) 選定の方法

全審査員の審査を通じて、総得点(全審査員の評点の総計)が最も高い提案をした者を選定する。

ただし、総得点と同点の場合は、審査員の協議により決定するものとする。

また、総得点が満点の6割未満のものについては選定しないこととする。
(提案者が1者である場合も同じ。)

2 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

3 審査結果

選定審査会終了後、速やかに文書にて通知する。なお、他のコンペ応募者名や評点については、公表しない。

4 契約方法

選定審査会で選定された優先交渉権者と協議会との協議の上、契約を締結するが、協議が整わない場合、あるいは優先交渉権者が辞退した場合は、選定委員会の審査において次点とされた提案者を相手として、協議の上、契約を締結することとする。

IV その他

1 その他の留意事項

- (1) 当該コンペに要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、原則として返却しない。また、不採用となった提案者の企画は、一切転用しない。
- (3) 採用された企画内容について、提案者と協議の上、補正を行う場合がある。
- (4) 本募集要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせ先あてFAX又はメール送信により確認すること。
- (5) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約の相手方は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、次のいずれかに該当する場合は免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【問い合わせ及び企画提案書等提出先】

人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会事務局

（熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課内）

担 当：田島、田代

所在地：〒868-8503 熊本県人吉市西間下町 8 6 - 1

電 話：0966-24-4113 F A X：0966-24-5761

E - m a i l：kusousoumu25@pref.kumamoto.lg.jp